

J R 東海労幹関西地「申」第11号
2025年12月10日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 坂上 啓 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「京都駅におけるスロープ落下による負傷事故」に関する緊急申し入れ

12月5日、京都駅において、のぞみ38号（J4編成）4号車で、旅客が介助スタッフにより車椅子で降車した後、車椅子介助者が降車する際、車椅子用スロープの固定フックが外れスロープがホーム上に落下するという事象が発生した。車椅子介助者は、このスロープの落下に伴い列車とホームの間に転落し負傷した。この事象は、労使共通の課題である安全確立に反する重大なインシデントであり、年末年始輸送を目前にし、再発防止の観点から下記の通り緊急に申し入れるので、12月25日までに団体交渉を開催し、誠意ある回答を行うこと。

記

1. 負傷事故の詳細を明らかにすること。
2. 事故の原因及び再発防止対策を具体的に明らかにすること。
3. 今回の負傷事故に関し、車いす介助スタッフ及び担当乗務員との連携が必要と考える。会社の考えを明らかにすること。
4. この間、再三に亘り「フックの掛けが浅く外れやすい」とスロープの改善を求めてきたが、スロープがホーム下に落下する事故が後を絶たない。早急にスロープの改善が必要である。会社の考えを明らかにすること。
5. 車いす及び視覚障害者の新幹線乗降時、担当乗務員の介助マニュアルがあると考える。マニュアルの全てを明らかにすること。
6. 年末年始輸送期間までに団体交渉を開催すること。

以上